

バドミントンアジアジュニア選手権八代大会実施設計業務仕様書

1. 業務名

バドミントンアジアジュニア選手権八代大会実施設計業務

2. 発注者

バドミントンアジアジュニア選手権八代大会実行委員会

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25（八代市役所 5 階スポーツ振興課内）

（TEL：0965-33-4164、FAX：0965-35-6700）

3. 業務の目的

本市において開催を予定しているバドミントンアジアジュニア選手権八代大会の実施に向け、円滑かつ効果的な準備運営が可能となるよう、大会における実施設計書及び積算書等を作成することを目的とする。

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

5. 大会概要

大会名 バドミントンアジアジュニア選手権八代大会

期 間 令和 8 年 6 月 26 日（金）～7 月 5 日（日）までの（10 日間）

会 場 八代トヨオカ地建アリーナ（八代市総合体育館） 熊本県八代市緑町 11-1

参加数 アジア内約 15 か国 選手・関係者約 350 名が参加予定

6. 業務内容等

（1）大会会場の実施設計書等の作成

ア 会場設計図作成

八代トヨオカ地建アリーナの会場図を利用して、試合会場、練習会場、救急室、ドーピング室、選手更衣室、メディアセンター、カメラポジション、ミックスゾーン、VIP ルーム、その他スタッフ控室など、発注者が作成した配置計画を図面化するとともに、主催者・選手関係者・メディア関係・一般客・VIP 等のカテゴリーでのゾーニング（ADカードのエリア分け）を落とし込み、会場設計図を作成すること。

イ 設備配置図作成

発注者と協議しながら、大会で必要となる各種表示物や広告ボード、モニター及びその配線、発電機、Wi-Fi ルーター、オクタパネル、カーペット、その他資機材等、大会に必要な物品をリスト化し、設置場所を会場図に落とし込むこと。

ウ 装飾・表示物のデザイン提示

大会で必要となる諸室の位置や、アジア大会としてふさわしい大会装飾（大会イメージカラー・模様等）や表示看板、参加者の記念撮影スポット等のデザインを発注者と協議しながら作成し、完成イメージを提示すること。

エ 仕様書及び積算資料の作成

発注者と協議しながら、(ア)(イ)(ウ)で必要となる大会備品等について製作・購入又はリース等の調達方法を検討するとともに、設営に必要な人員数と設営期間を記載した仕様書を作成する。また、その仕様書を元に、積算書を作成すること。【※仕様書・積算書の提出〆切日は令和7年10月10日(金)までとする】

(2) 大会運営に係る各業務の実施要項等の作成

- ア 発注者と協議しながら、大会期間中に必要となるアンパイヤー、レフェリー、ラインジャッジ、アナウンサー、もぎりスタッフ、その他運営に必要と想定されるスタッフ配置の洗い出しを行い、大会期間中の試合数や試合カテゴリーを勘案し、日程毎にどれだけのスタッフが必要かをリスト化し、一覧表を作成すること。
- イ 発注者と協議しながら、(ア)でリスト化した各役職の内、主催者が所管するアンパイヤーやレフェリー以外のスタッフ(市職員やボランティアなど発注者所管のスタッフ)分の大会運営マニュアルを作成すること。

(3) 試合映像撮影計画の作成

- ア 大会映像収録に関して、発注者と協議しながら、カメラ台数、ポジション、ミキサー一台の配置場所の配置図を作成するとともに、日毎の撮影・編集スタッフ人数を計算し、本大会における試合映像撮影計画を作成すること。
- イ 発注者と協議しながら、(ア)で必要となる撮影業務に関する仕様書を作成し、その仕様書を基に積算書を作成すること。【※仕様書・積算書の提出〆切日は令和7年10月10日(金)までとする】

(4) その他業務の適正な実施に関する事項

- ア 受託者は、業務完了後速やかに、各成果物を発注者に提出すること。
- イ 受託者は、労働基準法、最低賃金法など関係法令を順守すること。
- ウ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務について、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- エ 受託者が当業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、八代市の個人情報保護に関する法令等を準用し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を行うこと。
- オ 受託者は、委託業務を遂行するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- カ 発注者が実施する専門委員会会議(3回程度)に参加すること。なお、日程は契約後に通知する。

7. 成果物

成果物は以下の形式で提出すること。

- (1) 紙媒体 印刷製本版 原本1部
- (2) 電子媒体 電子データ一式、及び制作に使用した写真・画像等

8. 留意事項

(1) 特記事項

- ア 制作については、委託者と協議により決定するため、企画提案による内容は変更する場合がある。
- イ 本業務により作成される図面等全ての著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、所有権等を委託者に譲渡すること。
- ウ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする。
- エ 成果品は委託者が自由に二次使用できるものとする。
- オ 仕様書・積算書は令和7年10月10日（金）までに提出するものとする。

(2) 納品場所

八代市 経済文化交流部 スポーツ振興課（八代市松江城町 1-25）

Mail : sports@city.yatsushiro.lg.jp

(3) その他

- ア 受託者は、業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- イ 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表もしくは貸与してはならない。
- ウ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議のうえ決定する。